

2022年度職場改善諸要求(車両所関係)に関する業務委員会開催!

12月20日、地本は2022年度職場改善要求(車両所関係)に関する申し入れについて、関西支社と業務委員会を開催しました。参加者は、組合側は、柳楽副委員長、前田副委員長、下茂業務部長、渡邊組織部長、細田車両担当部長、梶田運輸担当部長。会社側は、足立人事課課長代理、辻井運輸課課長代理、紫牟田車両課課長、深谷人事課係長でした。

「申」第9号2022年度職場改善要求(車両所関係)に関する申し入れ(2022年9月20日申し入れ)

I. 各車両所共通の改善要求について

1. 安全・労働条件について

(1) 新型コロナウイルス感染症対策のために車両所も「出勤時の検温」を行い、烏飼基地で働くもの全員に「PCR検査」を実施すること。

【回答】接客に携わる社員は、お客様に感染させるリスクもあるので、接客に携わる社員の所属箇所を出勤時の検温の対象としている。また、こまめな手洗いや手首の消毒等により、感染予防や検温等の健康管理を徹底しており、現時点で全社員にPCR検査を実施する予定はない。尚、個別の事象に対するPCR検査の受検用意については保健所の指示があれば、それに従う。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策のために烏飼基地で働く人の中の希望者全員に「新型コロナウイルスワクチン接種」を実施すること。

【回答】支社権限外事項であるが、そのような考えはない。

(3) 事故や不具合が発生した場合に、関係社員に事情を聴くことは仕方ないが、当事者でない時系列報告書の強要はやめること。

【回答】事実を明らかにするため、今後も必要な社員には時系列等報告書の作成を指示する。

(4) 責任事故・ヒューマンエラーを起こした社員に行う「復帰教育」を直ちにやめること。

【回答】現行通りとし、必要な教育を実施していく。

(5) 新入社員の未経験者に、B 担務（検査担当）を指定しないこと。

【回答】 必要な教育を行ったうえで、適切な担務指定を行っており問題ない。

(6) 配備されている自転車の点検・整備は誰が責任をもって行うのか明らかにすること。また、使用者が行うとなれば安全上問題があるので業者に点検・整備させること。

【回答】 必要な時に適切な者が点検・整備を行う。

2. 設備・環境について

(1) 熱中症予防のために「スポーツ飲料」を数量限定せずに現場詰所に置き社員が飲めるようにすること。会社は、昨年の業務委員会で、「防暑対策は、各職場に対応可能な対策を実施してきたところである。従って、「スポーツドリンク」を配布する考えはない。」と回答しているが、昨今の酷暑に対する防暑対策は、まだまだ、不十分であると考え。各職場の環境を考慮し、社員が要求する防暑に対する意見をくみ上げ対応すること。

【回答】 防暑対策は、各職場に対応可能な対策を実施してきたところであるが、経口補水液は必要に応じて適切に配備している。

3. 勤務について

(1) 職務に服するための着替え時間及び昼休憩後の移動時間を労働時間内に含めること。

【回答】 そのような考えはない。

(2) 年休を最優先とし、年休を抑制する見習いと出張はやめること。

【回答】 現行の通り、申込み日等の諸要素を勘案した結果、年休が発給出来ないケースもあることは理解されたい。

(3) 昇進試験の取扱いは、自己の時間とせず勤務時間扱いとすること。

【回答】 支社権限外事項である。

(4) 職場での本人意志を無視したプロジェクト「One STEP」への参加強要をやめること。

【回答】 「One STEP」活動の指定は、個々人の能力、適性を総合的に判断して行っている。

(5) 強制される個人業研をやめること。

【回答】 個人業研は、現在行っていない。

4. 通勤について

(1) 社員が希望する通勤手段・通勤経路を認めること。

【回答】 支社権限外事項である。

(2) 現在、会社は、烏飼基地に通勤する社員に対し、公共交通機関による通勤を原則とし、自転車等による通勤を希望する社員に対して、一定の参加条件を満たした社員に

対して抽選を行い、抽選により駐車場の利用許可者を決定する仕組みを導入している。十分な駐車場を確保して自転車等による通勤を希望する社員に対して抽選無しで利用できるようにすること。

【回答】自動車通勤希望者に対する駐車場の抽選制度については、「通勤に60分以上を要する」という条件を撤廃して再抽選を実施し、適用者の拡大を図った。また、通勤回送や通勤バス等の鳥飼基地への通勤環境の在り方は、今後とも検討していく。

(3) 出勤時は、自転車・単車・自動車の車両所構内の通り抜けを認めること。会社は、昨年の業務委員会で「構内の安全確保の観点から通り抜けを禁止しているため、そのような考えはない。」と回答しているが、一般道の方が危険度が高いと考えられる。社員の安全の確保のため車両所構内の通り抜けを認めること。

【回答】構内の安全確保の観点から通り抜けを禁止しているため、そのような考えはない。

(4) 茨木バスターミナルに屋根を設置すること。

【回答】当社権限外事項である。

(5) 通勤時の背広強要をやめること。

【回答】通勤時の服装は自由であるが、社会人にふさわしい服装の代表例がスーツであると考えている。強要しているものではない。

(6) 災害等で帰宅困難者に対し情報の伝達や会社の対応を明確にすること。また、交通抑制や計画運休が発生した場合は、交通機関が停止するまでに、社員を勤務開放すること。

【回答】災害等により往路、復路共に所定通勤経路・方法での通勤が不可能な場合は、事前に箇所長等に連絡することとしており、終日運休等、所定の通勤経路での通勤が不可能で箇所長が必要と認めた場合は異経路での通勤を承認し、交通費を支給するほか、職場の休養室等に後泊することを認める場合がある。

5. 福利・厚生について

(1) 会社が主催するレクリエーション活動での事故・怪我は労災扱い同様の処置とすること。

【回答】これまで通り業務または通勤に起因する災害を労災として取り扱う。

(2) 社員食堂で「実質値上げ」が行われている。鳥飼食堂の運営に対して社員にアンケート調査を行い早急に対応すること。また、食堂前の休憩所を拡大し、食堂内にもTVを設置すること。

【回答】そのような考えはない。現状で対処されたい。

(3) 社員の健康維持・改善のためにも、筋トレルームの使用を再開すること。

【回答】感染防止の観点から、そのような考えはない。

6. 庁舎環境について

(1) 総合庁舎の事務所棟6階風呂の入浴規制時間を撤廃し、勤務時間外であればフルタイムで入浴できるようにすること。

【回答】 現行ルールを変える考えはない。

(2) 総合庁舎9階の風呂（車両所用）を再利用すること。

【回答】 そのような考えはない。

(3) 6階男性用トイレを増設すること。

【回答】 現行通りとする。

(4) 全社員に緊急時の避難訓練を行うこと。また災害・緊急時の避難箇所を明らかにすること。

【回答】 避難経路、避難個所については、各階エレベーター前の壁に掲出している。よく確認し、緊急時には迅速に避難できるようにされたい。

(5) 洗濯機を全自動タイプ（洗濯から乾燥まで）に更新し、設置台数を増やすこと。また、故障した際は、速やかに修理・取替を行うこと。

【回答】 サービックとクリーニングに関する契約を締結しているため利用されたい。また、洗濯機の故障に関して報告があれば、適切に対応する。

II. 大阪修繕車両所に関する改善要求について

1. 設備・環境について

(1) 検修員詰所・更衣室・ワーキングルームの時計をすべて電波時計に変更すること。

【回答】 現行通りとする。

(2) 更衣室・待機室兼食堂は蛍光灯が少なく暗いため蛍光灯を増設すること。会社は、昨年の業務委員会で、「必要な箇所には必要な照明を設置しているため、現行通りとする。」と回答しているが、社員が暗いと感じている、早急に改善すること。

【回答】 必要な箇所には必要な照明を設置しているため、現行通りとする。

(3) 待機室兼食堂に流し台を設置すること。また、消臭のための換気扇を設置すること。

【回答】 現行通りとする。

(4) 待機室兼食堂に製氷機とIHクッキングヒーターを設置すること。（IHクッキングヒーターは、お茶を作るために使用するもの）

【回答】 現行通りとする。

(5) 検修員詰所にヘルメットと安全靴用のロッカーを設置すること。また、現在設置されているヘルメット置場の消臭のため空気清浄機を設置しているが、不十分である。換気扇を設置すること。

【回答】現行通りとする。

(6) 臨修庫にシャワー設備を設置すること。

【回答】現行通りとする。尚、入浴が必要という場合は個別に管理者に申し出ること。

(7) 臨修庫に空調設備付の打ち合わせ室を設けること。

【回答】現行通りとする。

(8) 臨修庫及び研削庫の烏を駆除すること。また、糞害防止すること。 会社は、昨年の業務委員会で、「カラスの巣については都度除去しており、防除マット敷設等の対策を講じている。カラスの巣を発見された際は、管理者へ申告されたい。」と回答しているが、効果が見られない。また、防除マットは敷かれたものの取替等が行われていないように見受けられる。対策を強化すること。

【回答】カラスの巣については都度除去しており、各種対策を講じている。カラスの巣を発見された際は、管理者へ申告されたい。

(9) 仕業庫東方に作業表示灯を設置すること。

【回答】車両検修と密接に関わる大規模な工事が必要となるので、所内「One STEP」活動なども活用しながら、今後も十分精査したうえで必要な対応を検討していく。

(10) 仕業庫サービスデスクの転落防止チェーンの取外し、取付けが容易なものに取替えること。

【回答】現行通りとする。

(11) 仕業庫0番線から3番線までのピット溝の排水をすること。 会社は、昨年の業務委員会で、「平成 30 年度下期から清掃契約を行い、定期的に清掃を実施している」と回答しているが、水が溜まっているときがある。清掃の回数を増やすなりして作業がやり易いようにすること。

【回答】平成30年度下期から清掃契約を行い、定期的に清掃を実施しているほか、仕業庫1番線から3番線の床下検修車に水切りをつける対策を講じている。引き続き、不良個所を発見された場合は管理者へ申告されたい。

(12) 仕業庫での作業において庫6番線や庫7番線はピットの床が高く作業性が悪い。また、無理な姿勢での作業になるので、床下作業は庫0番線から5番線までの作業とすること。

【回答】現行通りとする。

(13) 修繕車両所の作業は、基本的に臨修庫での作業を基本とし、西電留線や東電留線での作業をやめること。

【回答】作業箇所は作業内容に応じて適切に判断しており問題ない。

(14) 作業用自動車を5人乗りの荷物が積めるタイプ（ミニバン）のものにすること。

【回答】業務に必要な移動手段は確保されているため、現状で対応されたい。

(15) 作業で使用するカップや安全チョッキは汚れや傷み具合に関係なく1年に1回更新すること。あるいは、汚れや傷みがあったときはその都度更新すること。

【回答】支社権限外事項である。傷等があり交換希望がある場合箇所長に申し出ること。

(16) 夏用の作業着（ツナギ服）を貸与すること。

【回答】支社権限外事項であるが、そのような考えはない。

(17) 半年毎に軍手1ダース、軍足6足を貸与すること。

【回答】個所で適切に判断している。

Ⅲ. 大阪仕業検査車両所に関する改善要求について

1. 安全・労働条件について

(1) 停電時間に間に合わすため、仕業手順を逸脱したやり方をやめること。

【回答】仕業検査手順の逸脱ではなく、必要に応じて適宜指示を行う。

(2) 仕業検査の作業後の入力作業、作業前の準備に10分時間を取っているが、停電時間に間に合わすため、入力の後回しのやり方をやめること。

【回答】現状通りとする。

(3) 停電時間に間に合わすため、休憩時間が2時間以上ずれ込むことが多々ある。疲労回復のための休憩であり、会社の決めた時間にとらせること。

【回答】就業規則に則り、休憩変更を指示することはある。

(4) 仕業検査中に手歯止め撤去されたことがあった。重大な不安全行為であり、対策を講じること。

【回答】検査中は手歯止めを装着しており、転動防止措置は行っている。

(5) 仕業庫内の作業中、時間等がないため、乗り込んだまま作業することは問題である。このような作業はやめること。

【回答】作業状況により判断した結果、必要に応じて着発線での作業を指示することはある。

(6) 移動禁止表示旗を掲出について「安全心得」「新これだけは忘れない」に載っていないやり方でも良いと言っているが、このやり方について周知徹底し、関連書物の書き換えを行うこと。

【回答】そのような考えはない。

(7) 新型コロナウイルス感染症対策のために現場詰所の拡大や換気・除菌装置の設置を行うこと。

【回答】必要な対策は、実施している。

(8) 仕業・申告担当者の休憩時間変更や勤務時間の買い上げ等は仕業担当助役が行うこと。

【回答】 休憩変更等は、会社として適切に指示している。

(9) 仕業庫0番線に入庫してくる電車が見えにくく、直前横断が多発している。社員、関係会社の注意にだけ頼るのではなく、遮断機を設置するなど、設備の面での改善をすること。

【回答】 引き続き、線路横断時の一旦停止、左右指差喚呼という基本動作を徹底されたい。また、鳥飼基地構内へのフラッシュライト設置など必要なハード対策は適宜実施している。引き続き直前横断防止対策は、不断に検討していく。

(10) 仕業検査の1班2班3班の作業の実態がその日、その日によってばらつきがある。基本的な作業本数を明らかにすること。

【回答】 23本である。

(11) 仕業検査の1班2班に配置されている社員を申告作業の代務に活用しないこと。

【回答】 現状通りとする。

(12) 教育等で社員を担務で外す場合は必要な要員をつけること。

【回答】 現状通りとする。

2. 他職場との労働条件に関する改善要求について

(1) SEKとの契約内容を明らかにすること。

【回答】 契約内容については、明らかにする考えはない。

(2) SEKとの作業区分を明らかにすること。

【回答】 仕業検査における客室検査・修繕業務は SEK にて実施する。また、これまでと同様に一斉点検も含めて、庫の計画と業務量に応じて検修当直が振り分けることもある。

(3) SEK担当の修繕業務は終了までSEKが責任を持って完了させること。

【回答】 庫の計画と業務量に応じて適切に対処している。

(4) SEK担当は車内検査担当であるため、報告書なども責任施工すること。

【回答】 これまでも、必要な報告は SEK に求めている。

(5) SEKの作業を請け合う場合は当直を通じて作業指示をすること。

【回答】 当直を通じて、作業指示を出している。

(6) 仕業・申告の作業と修繕車両所の作業区分を明らかにすること。

【回答】 作業区分に関しては、全体の検修作業の状況により適時適切に判断している。大阪仕業検査車両所では仕業検査、申告業務、パン点検、一斉点検等を担当しており、大阪

修繕車両所では修繕業務や ATC 特性検査、構内操縦等を担当している。

3. 作業庫等の設備改善要求について

(1) 作業庫2番線海側及び3番線山側のサービスデッキ下のパイプやアングルは13号車から16号車付近までは地上から180cm位の高さになっているが、1号車から12号車付近では160cm位しかなく、側検査を行う際に非常に危険である。労災防止の観点からも早急に改修すること。

【回答】現行通りとする。尚、通行時には十分に注意されたい。

(2) 熱中症予防として作業・申告現場作業詰所内に冷水器を設置すること。

【回答】現行通りとする。尚、水分補給は十分留意されたい。

(3) 作業庫の床下点検通路の清掃・整備を毎月行うこと。

【回答】平成30年度下期から清掃契約を行い、定期的に排水溝清掃等を行っているほか、作業庫1番線から3番線の床下検修車に水切りを付ける対策を講じている。現状で対処されたい。

(4) 作業庫の床下点検通路の蚊等の害虫駆除について「害虫駆除については適切に行っている」との回答を以前に行っているが今年も害虫が発生している。管理者にも申し出ているにも関わらず全く改善されていない。早急かつ定期的に駆除すること。

【回答】排水口清掃時に害虫駆除剤の噴霧等を実施しているが、引き続き、必要の都度実施していく。

(5) 作業庫の床下点検通路の排水不良について「修繕等は必要な都度実施している」との回答を以前に行っているが、管理者に申し出ているにも関わらず全く修繕が間に合っていない。床面に水が溜まり滑って危険である。早急に修繕すること。

【回答】設備不良については、これまでと同様に関係箇所へ修繕依頼を行うなど、速やかに対処しており、今後も不良箇所発見の際は管理者に申告されたい。

(6) 点検通路に設置されている汚物処理のための排水設備周辺並びに床下点検通路に溜まっている排水等は汚物等が混入しているが衛生面で検査・管理されているのか明らかにすること。

【回答】定期的に排水口清掃等を行っており、設備不良による排水不良があれば速やかに対応しているため、衛生上問題はない。

(7) 作業庫内のカラスの駆除について「カラスの駆除は定期的に行っている」との回答を以前に行っているが、管理者にも申し出ているにも関わらず、まだまだ間に合っていない。停電事故等も想定される事態であり早急に駆除すること。特に、作業庫の点検通路にはカラスの糞が散乱している。衛生面からも早急に対策を行うこと。

【回答】現行通りとする。尚、カラスの防除マットを敷設する等を行っているが、引き続き、対応方を検討していく。

(8) サービスデッキ下部にコンクリートが腐食し、鉄筋が剥き出しになっている箇所が見受けられる。早急に調査・修繕すること。

【回答】 仕業庫のサービスデッキ下部のコンクリートに関しては、定期的に検査・修繕しており状態を把握している。安全性や耐久性に問題はなく、状態に応じて計画的に修繕していく。

(9) 庫7番線のピットが低いため、検修車の乗り降りが困難であり、怪我等の労災も考えられる。ピット床面を掘って低くするか、検修車を改修すること。これができなければ、庫7番線を仕業検査対象番線から除外すること。

【回答】 現行通りとする。尚、検修車には周囲をよく確認してから乗車されたい。

(10) 仕業庫の修繕、改修が進んでいない状況を鑑み、修繕計画と予算を明らかにすること。

【回答】 仕業庫については、定期的に検査等を実施しており、計画等明らかにする考えはない。

4. 貸与品、福利厚生等の改善要求について

(1) 軍手、軍足は社員が必要とする数を貸与すること。

【回答】 箇所で適切に判断している。

(2) 軍手、軍足の貸与については、大阪仕業検査車両所ではその都度交換方式となっているが、事業所毎で、年間の貸与数、貸与方法が違うのか明らかにすること。

【回答】 箇所で適切に判断している。

5. その他の改善要求について

(1) 大阪仕業検査車両所の仕業・申告班で使用している携帯電話はカメラ機能が制限されており、カメラが使用できない状態ある。現在は遠い号車（作業現場）と詰所等との連絡・打ち合わせなどで写真が必要な時や写真で状況を説明する時などは一旦、詰所まで帰り、デジカメを持ち出して映し、また、詰所に帰ることとなり、大変手間がかかっている。よって、携帯電話のカメラを使用出来るようにすること。

【回答】 業務用携帯電話は各種作業において、作業者間の連絡・報告のために配備しているものであり、不具合事象を把握するためには、現物で確認することが最も正確且つ効率的であると考えており、現状で対処されたい。

(2) 大阪仕業検査車両所の仕業・申告班では当直からくる作業指示書等はファックスで送れてきている。よって添付されている写真等は大変わかりにくい。また、現場詰所でパソコンで作成した写真入りの故障報告書等を当直にファックスで送るが、わかりにくく、保存ができないため、結局、SDガードに取り込んで、それを持っていくという状況である。よって当直と現場詰所をファックスではなくLANケーブル等で結んで、パソコンやプリンターで写真等がきれいに送信できるようにすること。

【回答】 現状で対処されたい。

(3) 数年前からVCBスイッチの誤扱いが多発している。社員への注意喚起や手順書の変更、指差確認喚呼等だけでは有効な対策になっていない。よってVCBスイッチの色を変更、ブザーや予備等切替スイッチ等で使用しているような「カマシ」をVCBスイッチにも付けるなど車両改良し、ハード面でも対策を取ること。

【回答】 現行通りとする。スイッチ類は決められた手順に則り扱うこと。作業手順に則り、適切な確認を行ったうえでVCB を扱うこと。

IV. 大阪交番検査車両所に関する改善要求について

1. 業務内容について

(1) 庁舎4階で始業点呼後、現場詰所でタブレットでチェックシートを準備し作業場所の工具ロッカーに着く前に班長の作業開始の放送がかかることがたびたびある。これは、十分な準備時間が設けられていないためである。

①作業ダイヤの見直しを行い準備時間を確保すること。

【回答】 現行通りとする。

②昼休憩明けのP交のかかりも、まだ休憩時間中にサインしてタブレットを受け出し、紛失防止のため詰所に置くようになった検査ハンマーを持ち出し作業場所に向かっている。移動時間を労働時間とすること。

【回答】 現行通りとする。

③詰所から遠い1, 4ユニットのB・C担全員に自転車を配備すること。

【回答】 検査に影響があるわけではなく、現状で対処されたい。

(2) 作業遅れでE交の機能検査時、となりのサービック作業で電車を加圧するが、台車の相互チェックの際声を張り上げないと聞こえない。加圧した場合「喚呼」を省略すること。

【回答】 現行通りとする。

(3) A交・E交で作業遅れが発生した場合、管理者が現場詰所に来て休憩変更や超勤対応の指示を行うこと。また、アリス未確認のまま終業点呼に行くよう指示しているがアリスの確認までが交番検査ではないのか考え方を明らかにすること。

【回答】 状況に応じて適切な指示をしている。

(4) 2007年から「データ取り」として行っている「連続換気装置調整」については「65mm固定」とすること。また、65mm固定ではどのような不具合があるのか「データ取り」に協力している社員に明らかにすること。

【回答】 車内圧管理適正化のため、連続換気装置吸気口の開口寸法は固定としている。

2. 設備・その他について

(1) 社員はどれだけ汚れて作業しているのか理解しているのか。現場更衣室に洗面所と鏡を配備すること。

【回答】 検修員詰所に手洗い場を必要数設置しており、現状で対処されたい。

(2) 食堂を運営している業者が実質値上げをしている。コロナ禍の中でより現金に触れるカードから食券の券売機に変更するなど社員の不満は多い。食堂利用に関して社員へのアンケートを実施すること。

【回答】 そのような考えはない。現状で対処されたい。

(3) 庁舎2階の人通りの少ないところにあるJR東海労とJR東海ユニオンの組合掲示板を3階の食堂前通路に移設すること。

【回答】 現行通りとする。

V. 大阪台車検査車両所に関する改善要求について

1. 基本要件について

(1) 総点呼、始業点呼を6F事務所棟で行うこと。

【回答】 現行通りとする。

(2) 始業点呼時間は総点呼も含め5分以内とすること。

【回答】 現行通りとする。点呼などによって5分以上となる場合もあるが、作業は問題なく終了している。

(3) 輪軸・台車グループ間の交流を活発化させ技術力向上に向け努力すること。

【回答】 必要な交流は既に行っているため、現行通りとする。

(4) 現在様々な教育を勤務時間内で行っているが、行程白紙日でやること。

【回答】 今後も作業状況を見て適切に教育を実施していく。尚、作業等の事情で受講できなかった社員については、後日同内容の教育を実施している。

(5) 各職場に事務担当社員を配置し、事務処理用パソコンを設置すること。また手待時間でも手続きが出来るようにすること。

【回答】 パソコンに関しては必要台数設置されており、現状で対処されたい。また、申請は社員にとって福利厚生等、自己の権利の行使に掛かる行為であり、自己の時間で入力すること。

2. 防暑・防寒対策について基本要件について

(1) 現場に詰め所を設け冷暖房の充実化すること。

【回答】 現行通りとする。

(2) 台車組み立て・中修検圧作業場の冷房能力を強化すること。

【回答】 現行通りとする。

3. 設備・環境について

(1) J職群の検査業務就労者の選定理由を明らかにすること。

【回答】 必要な教育を行ったうえで、本人の適性を見て総合的に判断して決定している。

(2) 希望する社員全員に特殊技能資格（フォーク、電気・ガス溶接、クレーン、砥石取り扱い、有機溶剤等々）の教育資格を与えること。

【回答】資格取得については、必要数、及び個人の能力、適性等を総合的に判断し指定している。

(3) 点呼時の制服を夏服、冬服と強制せず作業に即したものにすること。

【回答】そのような考えはない。

(4) 大修職場の軸パレット移動用ローラーを自動搬送とすること。

【回答】現行通りとする。引き続き、必要な改善等は行っていく。

(5) 転勤者の挨拶及び各種表彰は終了点呼前に行うこと。

【回答】現行通りとする。

以上

【若干のやり取り】

「ワンステップ活動」が業務なら、基準人員として要員計画の中に入れよ！！

組合：勤務について、ワンステップ活動は会社が指定してやっているのか、それとも募ってやっているのか。

会社：やりたいという希望だけではなく、最終的には会社が指定している。

組合：例えば、私がやりたくても入ることは出来るのか。

会社：希望だけを持って決めているわけではないので、最終的には総合的に判断して決めている。

組合：指定に対する強要という事実はないか。

会社：強要している事実はない。

組合：入ったメンバーには、全員に同意を得ているか。中には、やりたくない社員もいるのではないのか。

会社：会社が指定して、全部が全部好き好んでやる人はいないかもしれない。

組合：やりたくない場合は、正当な理由があるのか。

会社：私でも仕事している中で、やりたくないと思うこともある。

組合：ワンステップは仕事ではない。

会社：ワンステップは仕事であり、業務である。

組合：仕事の時間内ではやらず、超勤でやっている。

会社：台検職場では、白日に行っている。後は、日勤で行うメンバーもいる。支社大会などでは担務を外すこともある。

組合：発表会は白日の日にやっている。

会社：それは分からない。

組合：業務に対する要員の中に、入っているのか。入っているのなら、年休抑制とかやっているのではないか。

会社：年休抑制になっているかは分からない。

組合：基準人員の中に、年間、ワンステップで担務を外すとするとその要員を組み込まな

いといけない。

会社：それは直ぐには回答できない。今言えるのはワンステップという出面はあるかといえは無い。

組合：要員としてはいないということを確認する。組合はワンステップの出面を聞いてはいない。年間を通して、ワンステップの活動は業務と言っているのだから、必要な要員はいるのかと聞いている。

会社：それを言えば、私は手元にないので回答できない。

組合：分からないことを確認する。

組合：人事課は、ワンステップ活動に対する要員が基準人員の中に入っているのか、分かるよね。

会社：細かく話しをする材料は持っていないが、出張に行ったり研修もあったりするので・・・ワンステップに関して即答できるものは持ち合わせてはいない。出面だけでなく必要な範囲内でやっている。

組合：ワンステップが業務なら、要員の確保が必要になってくる。

会社：それについては細かく申し上げるものは持っていない。

組合：ワンステップが業務であることは間違いないか。

会社：ワンステップは業務であるのは間違いない。

組合：本来業務から言ったら、ワンステップとはどういう位置付けになるか。

会社：何を指して本来業務と言っているのか。

組合：本来業務とは、台車をばらしたり組み立てたりする検査のことである。

会社：会社として必要な業務であることは間違いない。

組合：本来業務とは、台車を検査したりすることである。

会社：職場で課題に対して、色々取り組むという意味では、ワンステップ活動は、本来業務に関係はあると思う。

組合：関係性については否定はしない。しかし、本来業務とは違う。

組合：運輸所では、運転士以外のワンステップや研修などを見越して、一日どれくらいの要員を付けていると裁判所の中で主張している。そういう考え方で要員計画はあるはずである。

会社：裁判所でどの様な話しをしているか分からない。

組合：ワンステップ活動が懲憑から業務に代わった時点で、年間、要員をどれくらい持っているか要員計画を立てる必要がある。従って、ワンステップ活動で、年間、何日かの年休が出なくなるという話である。

以上

何故、台検職場だけ始業点呼を庁舎でやらずに現場でやるのか！？

庁舎から現場までの移動時間を全て労働時間とするのと！！

組合：台検の点呼場所について聞くが、台検庫までの移動時間に6分半くらい掛かり、エレベーターを待つと8分掛かる。この時間は、自分の時間で歩いて行っている。

組合：鳥飼車両所の他の職場（修繕車両所や仕業検査車両所）は、庁舎で点呼を行っているのに、何で台検だけ庁舎で出来ないのか。以前も申入れの中で「場所の問題であ

る。」と回答があったが、でも終業点呼は庁舎でやるわけで、場所の問題ではないことが判る。作業時間のスタート時間が現場で点呼を行わないと間に合わないことがネックにあるのではないか。

会社：私もスペースの問題であると思ったが、箇所で適切に判断しているという事しか言えない。

組合：スペースの問題なら、終了点呼も現場でやらないと可笑しい。

会社：・・・・・・。

組合：庁舎で終業点呼が出来て、何で始業点呼が出来ないのかである。理屈が合わない。

会社：終業は6階の検修員詰所でやっていて、今ここで申し上げることは箇所の考えがあって適切に指示をしているとしか答えられない。

組合：昨年も議論になっている話であるが、主幹が代わっても毎年同じ回答で、そこはどうかという話しである。毎年、「現場が判断している。」と同じ回答である。現場が判断出来ないから、支社に申入れをしている。

組合：更衣時間を労働時間に組み込んだり最高裁の判例があるが点呼場所までの移動時間6分～7分を取っているが、通算したら大変な数字である。損害賠償請求したら、会社はどうするのか。

会社：・・・・・・。

組合：2年間遡って、全員の賃金を払わないといけない。

会社：・・・・・・。

組合：6分間の前超勤付けるなら、話は分かる。

会社：会社としては適切に判断している。

組合：だから、適切にどうしているのか。

会社：箇所の理由というか、今は申し上げられない。

組合：今、待つから現場に電話して聞いてきて。この間この議論がずっと続いている。理屈が通る回答をすること。

会社：それは、承りました。

組合：承ったって困るわけよ、改善して貰わないと。承って現行通りとするなら、その理屈を答えること。

会社：ご意見としては、承る。

組合：それは、やらないということ。

会社：納得していただけないということは、分かるけど。

組合：ちゃんと納得が出来る話をして欲しい。

会社：いつも納得していただけない回答に限らず、納得していただけないのは申し訳ないが、会社として出来る回答は精一杯やっているというところである。

組合：今のが精一杯の回答なのか。

会社：精一杯の回答である。

組合：新たに詰所を作るのは物理的に難しいかもしれないが、庁舎で始業点呼を行うのは、難しい事ではないと考える。

会社：そもそも貴側としては、申入れは出来ると思って上げてくれていると思うが。

組合：また、そう言ってごまかそうとしている。今は、点呼場所の話しをしている。

会社：点呼の話は、今日申し上げていることが回答である。

組合：これは、直ぐ出来るではないか。

会社：「納得いかないのは分かった。」としか言えない。

組合：可笑しいとは思わないのか。まともな理屈があるような回答になってない。

以上